

令和3年第2回臨時会

湯前町議会議録

開会 令和3年2月4日

閉会 令和3年2月4日

熊本県球磨郡湯前町

令和3年第2回臨時会

会 期 令和3年2月4日(木) 1日間

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
2	4	木	本会議	午前10時00分	開会宣言 会期の決定 議案審議

令和3年第2回湯前町議会臨時会

[第1号]

令和3年2月4日
午前9時59分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	議案第3号	工事請負契約の締結について
日程第4	議案第4号	物品購入契約の締結について
日程第5	議案第5号	令和2年度湯前町一般会計補正予算(第12号)について
日程第6		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖邦
3番 遠坂 道太	4番 椎葉 弘樹
5番 森山 宏	6番 黒木 龍次
7番 味岡 恭	8番 金子 光喜
9番 山下 力	10番 倉本 豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村 洋一 議会事務局主事 勘米良 康隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞
教	育	長	中	村	富	総	務	課	高	橋		誠
教	育	課	北	崎	真	保	健	福	高	木	堅	介
企	画	観	本	山	り	か						
画	観	光	本	山	り	か						
課		長										

開会 午前9時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和3年第2回湯前町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。

本臨時会の説明員は、各執行機関代表及び委任された説明員として、課長職及び各課職員が通知されています。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、味岡議員、金子議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（倉本 豊君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第3号 工事請負契約の締結について

○議長（倉本 豊君） 日程第3、議案第3号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） おはようございます。お世話になります。それでは、議案第3号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

下里御大師堂保存修理工事について、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育課長（北崎真介君） 皆さん、おはようございます。議案第3号、工事請負契約の締結について、御説明いたします。

契約の目的は、下里御大師堂保存修理工事でございます。本工事の全体計画としまし

ては、老朽化した御大師堂を解体し、調査を含め、補修、修復した後に、組み立てていくという工程を2年間で行っていくというものでございます。実際に解体した部材等の状況によっては、多少変更もあり得ますが、本年度においては、解体し、組立ての基礎部分程度までを行う予定であります。また、本格的な組立てに入る次年度におきましては、防災設備等の整備も含めて実施する予定であります。

次に、契約の方法は、指名競争入札によります。

契約の金額は、5,555万円でございます。これは、税込の金額となっております。

契約の相手方は、鹿児島市下伊敷1丁目53-16、株式会社江藤建設工業、代表取締役社長荒川和彦氏でございます。

参考資料としまして、仮契約書を添付しておりますのでご覧ください。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2番（西 靖邦君） 請負契約書の仮契約書を見たのですが、先ほど2年と言われたんですけども、工期は令和3年、これ令和5年になるわけですよね。令和3年2月8日から令和3年3月26日になっているのですが、これ先ほど工期が2年とかいうことをおっしゃったものですから、これは5年の間違いじゃないかなと思っております。

○教育課長（北崎真介君） 2年と言いますのは、2年掛けてやるということでございまして、先ほど申しましたとおり、解体して、基礎部分までの工事の部分だけの契約でございます。

○2番（西 靖邦君） ということは、1.6か月余りで5,555万円の出来高があるということですか。

○教育課長（北崎真介君） これは、繰越しをする予定でございます。

3月26日と言いますのは、年度内ということで、契約はいったんこれで行いまして、実際の工事に入るのは、少しずれる可能性があります。もちろん、この金額でできる期間ではございませんので、繰越しを後ほどお願いしたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時06分

再開 午前10時09分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○教育課長（北崎真介君） これは、単年度予算で行いますので、いったん年度内に契約期間を収めるということで、今回5,000万円を超える工事ということで上げて、皆さ

んの議決をお願いしたいというところがございます。今後は、これから予算の付き方次第でもございますけれども、国や県と協議をしながら、繰越しの手続きをこの後行っていきたいと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） 6月の予算を立てたときと、今の説明の中に、防災設備工事などという説明があったのですが、この金額には、その防災設備も含んだかたちと考えてよろしいでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） これは、次年度におきましてということでございますので、次年度に予算をまたお願いしたいというところで、これを含んでおりません。

○4番（椎葉弘樹君） ということは、防災設備と外構工事に関しては、また別途、次年度以降で予算を立てていくということでよろしいでしょうか。そして、そのときは大体どのくらいの予算を考えられているのでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） あくまで、補助事業ベースで考えた予算でいきますと、約8,800万円程度を考えております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 今度の入札を受けられたのが鹿児島県の業者ということになりますけれども、県内の業者が対応できなかった理由は何かございますでしょうか。そのへんをお聞きしたいと思います。

○教育課長（北崎真介君） 県内の業者もちろん入札指名をしておいたわけですが、最初は九州内に事務所があって、熊本県内で国指定重要文化財の保存修理工事の実績があるものということで、選定しております。その中で、熊本県内の業者もおったわけなのですが、平成28年の熊本地震による修理工事ですね、阿蘇神社ですとか熊本城とか、そういった事業がまだ引き続き行われているということと、昨年7月豪雨によって、いろいろ被災した寺社仏閣がございまして、そちらのほうにも掛かっているということで、仕事が多すぎて、ちょっと受けられないというようなことがございまして、辞退されております。

○3番（遠坂道太君） そういう内容であれば、今度は何社の方が入札のほうに参加されたのか、そのへんお伺いしたいと思います。

○教育課長（北崎真介君） 今回は、6社指名したうちの2社が応札しております。

○3番（遠坂道太君） 2社ということで、若干少のうございますけれども、これは大変な工事だと思いますけれども、入札された会社については十分取り組んでいただければと思います。

また、この内容につきまして、工事のスケジュールですよね、どのような方向付けで今後なっていくのか、そのへんをお伺いしたいと思います。

○教育課長（北崎真介君） 今のところ、繰越しありきのようなかたちなんですけれど

も、解体できれば解体して、その部材がどういった状態かで、調査も一緒に行いますので、どのくらい時間が掛かるかというのは分からないのですが、早急に次の令和3年度の予算が付き次第、それに応じてスケジュールがちょっと変わってくる可能性はございますが、令和3年度末までには終わらせたいというところで進めております。今のところ、その防災設備等ですね、貯水槽ですとか放水銃とか、そういったものの選定ですとか、そういったところがやはり今後のスケジュールの流れの中で、どの時点でやるかというのが、ちょっと今のところ検討しておるところでございます。

○3番（遠坂道太君） この前の説明資料の中でも、保存修理工事全体スケジュールということで、教育課のほうから出しておられたわけですが、この内容がやはり相当ずれていくというかたちになると思います。その中で、やはり今後、今取り組んでいくということは、解体が先、解体をしながら、そして修復をする場所を検討しながら予算等も変更するということになるのでしょうか、そのへんお伺いしたいと思いますが。

○町長（長谷和人君） 現況の中、ちょっと補足させていただきたいのですが、先ほど課長、令和3年度までにはというふうな話をしたのですが、今回、街なみ環境整備事業の国の補助金を頂いているわけでございますので、国の補助金、交付金の付き具合によっては、更に延長がなり得るということも一つ念頭に置いていただければというふうに思っているところでございます。

それから、本年度、解体というふうな言葉も使っているわけですが、解体をしながら、一つ一つその部材を調査しながら、そしてその部材がちゃんと使えるのかどうか、使えない場合については補強をしながら、それに似たような部材を作るという、大変手間の掛かるような作業が実は残っておるということで、今年度は解体をしながら調査をすると、そういうことで先ほど答弁しておりますし、可能でございましたらば、今回 5,500 万円の中に基礎の部分もございまして、その基礎部分までうまくいったらば良いのかなというふうなことで、先ほどから答弁をしておるということで、御理解をお願いしたいというふうに思っているところでございます。詳細につきましては、課のほうで説明をしてくれるかなというふうには思っておるところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（金子光喜君） 1点だけお伺いします。解体期間中の御本尊の取扱いですがけれども、中に須弥壇があつて、そのことに関しては非常に重要なものと伺っておりますし、しっかりした対応を進められているのかなと思いますけれども、期間中にお参りされたい方もおられるのかなと思いますし、それなりの法要も必要なのかなと思いますけれども、そういったことに関しての対応というのは、何か決めてあるのかということと、解体期間中どのように、その御本尊を安置されるのか、対応されるのかお伺いさせていただきます。

○教育課長（北崎真介君） 中の御本尊と申しますか、御大師坐像と須弥壇、そちらは、

まんが美術館のほうの展示室に現在移しております。もちろん文化財対応の業者をお願いしまして、ケースの中に入れて鍵を掛けております。地元のほうにはもう説明をしておりまして、その期間中は、一般的な法要は取りやめるということで、あとはもう地元の方だけでお参りいただくということで進めております。

すみません、ちょっと訂正します。須弥壇のほうは倉庫のほうに保管で、坐像と中にあるほかの仏像だけを美術館のほうに来ていただいております。年に1回の法要だけは、地元の方だけでお願いするというので、火とかがやっぱり使えませんが、一般的な方の参拝は、ちょっと今のところは御遠慮願っているというところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号、「工事請負契約の締結について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第4号 物品購入契約の締結について

○議長（倉本 豊君） 日程第4、議案第4号、「物品購入契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第4号、物品購入契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前小学校学習者・指導者用タブレット等購入について、物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育課長（北崎真介君） 議案第4号、物品購入契約の締結について、御説明いたします。契約の目的は、湯前小学校学習者・指導者用タブレット等購入でございます。主

な内容としましては、小学校の児童及び指導教諭用のタブレット 135 台及びクラウド型学習支援システム、その他オフィスソフト等の購入になります。これにより、既存のタブレットと合わせて、小学校、中学校の児童・生徒一人1台が実現できることとなります。

契約の方法ですが、指名競争入札によります。

契約の金額は、税込で1,326万1,050円でございます。

契約の相手方は、熊本県人吉市鶴田町15番地、株式会社オカモト、代表取締役岡本光雄氏でございます。

参考資料としまして、仮契約書を添付しておりますのでご覧ください。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○5番（森山 宏君） この内容について、ちょっとお伺いいたします。この規格というのが、S k y株式会社というふうになっております。台数が135台、このS k y株式会社というタブレットを購入されるのでしょうか、このタブレットというのは、極端に言いますと、管内、郡市内は共通の仕様の機械ということになるのでしょうか。と言いますのが、教職員も異動がありますし、児童も異動があると思います。また、異動がなくても、上に上がったりしたときにも、会社が違えば、仕様が異なったりということも考えられますので、これは全市町村といたしますか、せめて郡市内、管内だけでも統一された仕様になっているのでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） これはS k y M e n uという学習支援ソフトでございますけれども、こちらは管内の小・中学校では、かなり採用されているソフトでございます。そういったところで、先生方が転校とかありましても、なるべく入っていけるというような、汎用的な使われ方をされているソフトを選定しております。そういったところで、事前に入っているパソコンにもS k y M e n uは入れてありますし、中学校のほうももちろん入れております。そういったところで、最も使用頻度が高い、採用率が高いということで選んでおります。管内の学校で統一した様式というものは、今のところはございません。

○4番（椎葉弘樹君） 今回、135台ということですが、このうち児童用の端末台数は何台を考えておられますでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） 125台が児童用でございます。

○4番（椎葉弘樹君） この前、委員会の調査の中で出していただいた数値では、来年度、令和3年度が129人ということでしたが、この125台購入して、残りの分というのはどのような対応をされるのでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） 既存の部分が、P Cが20台、それとタブレットが40台ご

ございます。それと、今回中学校のほうで、また別に40台買う予定でございます。小学校のほうは、もう既に一人1台を実現しておりますので、そういったところで、小学校と中学校で融通を利かせるというところで考えております。

○4番（椎葉弘樹君） その融通が利くのであれば、児童用で125台というのは、もうちょっと下げることはいかないのでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） はい、その40台を小学校に下ろすということでございますけれども、実際小学校に入っているタブレットが40台ございます。それはご存知のとおり、iPad miniといたしまして、画面がちょっと小さいということで、しかももう導入されて5年以上経っております。そちらを、もうしばらくしたら廃棄するという方向にいくと思っておりますので、それで台数的に合うようにということでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 実は、本町の児童数の推移が令和3年、令和4年、令和5年の3年間、ここは大体129人ぐらいで、横ばいで、小学校3年生以上推移していくわけです。そして、令和6年、令和7年と、どんどんと下がって行って、最終的に5年後には106人という計算になっています。そうすると、5年後には計算でいくと、20台近くの端末が余るという計算になります。その辺りのことを考えたときに、その5年契約が果たして良いものなのか、それとももう3年契約で小刻みにやっていったほうが良いのか、この辺りの比較というのはされているのでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） はい、比較のほうはもちろん行ったわけなのですが、5年パッケージというのが一番有利な方法でございまして、いろんなそういうソフトもバッテリー交換とかも入っているということでやっております。また、国費の計算上、昨年の児童数で計算して出さなければいけませんので、現在の状況で一人1台というところで計算しております。

○4番（椎葉弘樹君） ということは、5年パッケージで契約したほうが、3年、3年と分割して契約するよりは有利だったということでよろしいでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） はい、そうです。ハードの整備も含めて、そちらのほうが有利ということで判断しております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号、「物品購入契約の締結について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第5号 令和2年度湯前町一般会計補正予算（第12号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第5、議案第5号、「令和2年度湯前町一般会計補正予算（第12号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第5号、令和2年度湯前町一般会計補正予算（第12号）の提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ177万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億8,213万4,000円とするものでございます。

主な内容は、公衆無線LANの故障に伴う修繕料、それから新型コロナワクチン接種の準備事務に係る予算の補正が主なものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 一般会計補正予算（第12号）について、御説明いたします。

議案書の事項別明細書の歳出11ページをお開きください。

款2総務費でございます。項1総務管理費、目11情報通信管理費、節10需用費、修繕料43万3,000円は、グリーンパレスの物産販売所であった現在の休憩所エリア、そして湯楽里コテージエリアのWi-Fiが故障により通信ができなくなっていることが判明しましたので、その修繕費を計上いたしました。また、2月から3月までの修繕料も確保する必要がありますので、それも含めてございます。

また、この故障原因を調査している中で、5年前の平成27年度に設置した当時、5年間の公衆無線LANの保守サービスが含まれておりました。その期限が、今年2月22日までであることが判明したところでございます。2月23日から今後1年間の保守委託料6万8,000円、これを別途計上にてお願いするものでございます。

次に、款4衛生費でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る補正でございます。

項1保健衛生費、目2予防費、節1報酬は、ワクチン接種開始までの会議開催に伴う町内の医師1名、公立多良木病院医師2名の報酬でございます。また、併せて、節7報酬費には、看護師もこの会議に出席しますので、その謝金を計上しまして、併せて、節8旅費の費用弁償に、会議出席の費用弁償を計上しました。

節10需用費、消耗品費36万1,000円は、封筒、通知用紙、シリンジ、注射針、プラ

スチックグローブ、消毒液など、ワクチン接種に必要なものの購入に要する経費を計上しました。

節 11 役務費の手数料は、集団接種になることから、保健センターをワクチン接種の診療所としての登録手数料でございます。

次に、節 12 委託料、新型コロナウイルスワクチン接種委託料 70 万 2,000 円は、先月の 1 月議会臨時会のほうで、補正予算で計上した委託料に追加するような形でございますが、医療従事者先行の接種、令和 3 年度に 65 歳以上に達する方の人数を計上したものでございます。

また、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業支払事務委託料 6 万 9,000 円は、国保連への事務委託料でございます。

次に、歳入の説明でございますが、10 ページでございます。

款 11 地方交付税に、今回の補正財源として、特別交付税 50 万 1,000 円を計上しました。

款 15 国庫支出金のほう、今回の新型コロナウイルス接種対応について、国庫負担金と、そして、国庫補助金の 2 種類に分類されてございまして、1 月の議会臨時会で御可決いただいたものも含め、そして今回歳出で御説明申し上げた項目に、それぞれ歳入更正をかけて、充当してございます。補助率は、同じく 10 分の 10 そのままでございます。

12 ページに、給与費明細書を付けております。

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○4 番（椎葉弘樹君） 11 ページの情報通信管理費についてお尋ねします。Wi-Fi 環境なのですが、これは平成 27 年に設置して、5 年経とうとしているというふうに認識しております。これまで、このグリーンパレスのエリアにおいて活用できていれば、当然修繕をして、継続してやっていかななくてはいけないのですが、活用されていなければ、撤去という方法もあるかと思えます。ここについては、活用されているということでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 湯楽里関係のほうにお聞きしましたところ、やはり利用者おられるようで、やはりこの発生する前後で、届かないよ、通信ができていないよという、お客様からの声をいただいたという声も聞いておりまして、今回、修繕に至ったというところでございます。

○4 番（椎葉弘樹君） あと、6 万 8,000 円が保守委託料として計上されています。今後、5 年経って、ほかのルーター等も故障する可能性が考えられます。保守契約の在り方として、5 年保守契約の延長等の考えというのはないのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 今回の故障原因を追及したのは、この保守委託料のほうで、

これは業者のほうのパソコンで見られるのですが、職員の業務用のパソコン、今総務課における職員のほうですけれども、このパソコン上で、各公共施設のWi-Fi通信のほうも遠隔で監視できるようになっておりまして、今回の通信できていない事象の発生についても、今回、故障ポイントなどの発生を確認できたところをごさいますて、またこういったWi-Fi設備、パソコンも同じですが、情報機器の耐用年数、5年から7年かなと思っております。Wi-Fiについては、屋外に設置している、保護カバーは付けているのですが、やはり劣化のほうは激しいのかなと、室内に置いている機器より激しいのかなというところがございます。

現在、町内に、35ポイントのWi-Fiを取り付けております。これについても、やはり機器の老朽化というのは参ってまいりますので、その更新も含めた経費、また保守も含めたところで、考えを改めなければならない、いつの日かそういった更新の時期が来るということで、近い年数で来ると考えております。これについては、また今回の故障の事象も含めて、検討させていただきたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 予防費の報酬費なのですが、先ほど言われましたように、医師の方、何名ほど予定されているのか、それとまた、何回の打合わせをされるのか、そのへんお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 打合わせの回数ですが、3回を予定しております、今年度ですね。会議に参加する医師は、3町村、湯前町、水上村、多良木町の合同で行いまして、医師につきましては、湯前町は公立病院の医師1名分と町内の診療所1名分の2名分になります。それから、公立病院の医師分につきましては、3町村で担当を分けて、3回のうち1回を本町でということ考えております。以上です。

○3番（遠坂道太君） 3回の打合わせをするということですが、ニュース等ございましたように、川崎市で、一応模擬的な接種の方法をやられたわけでございますが、そういったかたちも3町村で取り組んでいかれるのか、お伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 3町村では、まず、3町村での会場もそれぞれ違うのですが、湯前町の場合は、保健センター1箇所で集団接種を計画しております。水上村が3箇所だったと思います。多良木町も2箇所か3箇所だったと思うんですけども、それぞれで建物の配置とかも、レイアウトも違いますので、それぞれで考えるところなんですけど、国が基本的な流れも示しておりまして、それに沿って、接種の会場のレイアウトに合わせて組み立てていきます。それを今、1回3町村で、こんな感じだというので出し合いますて、そこを具体的にまた詰めていくということで、今後、高齢者だけではなくて、一般の方を含めたトータルの実施計画も立てることしております。

予防接種の実際の会場につきましては、受付をして、検温とかをしまして、問診票の

記入、確認、それから医師による予診、問診票の確認をしまして、そこから医師からの部分が2列で考えております。で、医師の予診が終わりまして、実際の予防接種、注射を打つのを看護師がそれぞれですね。その後、接種後に15分の待機といたしますか、待ってもらおう部屋を用意しまして、という流れで考えております。以上です。

○3番（遠坂道太君） 今課長のほうから流れをお聞きしたわけですが、やはり問題点というのがあると思います。その中で、川崎市のほうでも出たのが、問診の取り方の中での時間で、一人に対して25分くらい掛かるというふうなかたちでございました。やはり、一人ひとりお薬等を飲んでいる方もいらっしゃいます。その中で、やはり薬との関連性ですね、注射との関連性もあるかと思えますし、また前もって、そういう問診票を書いてきていただいて、持っている病気とか、そういうのを知っておられる中であると、スムーズなかたちでの接種体制というのできるのではなかろうかというふうに私は思っているわけですが、それにつきまして、どのように思っておられるのか答弁お願いします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 3月に入りますと、最初の高齢者、それから熊本県独自で高齢者施設の従事者を優先的にということが出ましたので、3月中旬には接種券、予診票を送付することにしております。その中で、詳しい解説といたしますか、そういう説明資料も付けまして、なるべく予診票の記入漏れがないようにとか、確認することとかを、メモといたしますか、説明することを考えてもらうとか、そういうことをしたいと思っております。以上です。

○3番（遠坂道太君） 今後、こういうかたちのワクチンの接種になっていくわけですので、やはり人の命にかかわった仕事でございます。十分注意しながらスムーズに取り組んでいかれるようお願いしたいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号、「令和2年度湯前町一般会計補正予算（第12号）について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第6、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。議会運営委員長から会議規則第74条の規定によって、お手元に配布しました次の議会の会期、会期日程等の議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問にかかる事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本臨時会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） これで、令和3年第2回湯前町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時45分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員